

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律の概要

【平成15年6月11日公布・施行】

特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、住宅金融公庫において、一般の金融機関による住宅資金の貸付けを支援するため、貸付債権の譲受け又は貸付債権を担保とする債券等に係る債務の保証を行うこととする等の改正を行う。

1. 証券化支援業務の実施

（1）買取型の証券化支援業務

民間金融機関の貸付債権を公庫が譲り受け、信託した上で、それを担保として公庫が債券の発行を行うことにより、長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する。

（2）保証型の証券化支援業務

元利100%を対象とする住宅融資保険が付された民間金融機関の貸付債権又はその信託受益権を担保として民間金融機関が発行する債券等について、公庫が期日どおりの元利払い保証を行うことにより、長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援する。

2. 独立行政法人の設立等（附則改正）

合理化計画にあるとおり、平成19年3月31日までに、公庫を廃止し、公庫の権利及び義務を承継する独立行政法人を設立する。また、当該独立行政法人には公庫が行う証券化支援業務の実施状況、一般の金融機関の住宅資金の貸付けの状況等を勘案し、必要な業務を行わせること等を定める。

<参考>

特殊法人等整理合理化計画（抄）（平成13年12月19日閣議決定）

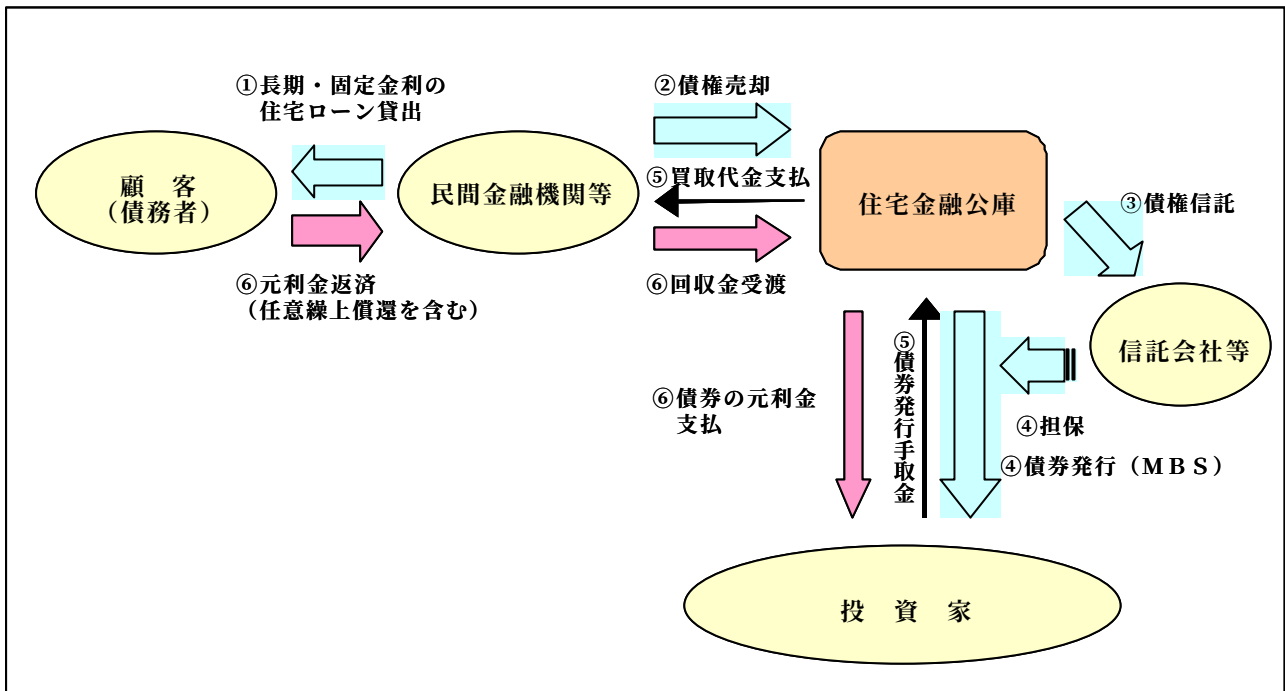
〔事業について講ずべき措置〕

- 融資業務については、平成14年度から段階的に縮小
- 融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き継ぐ。

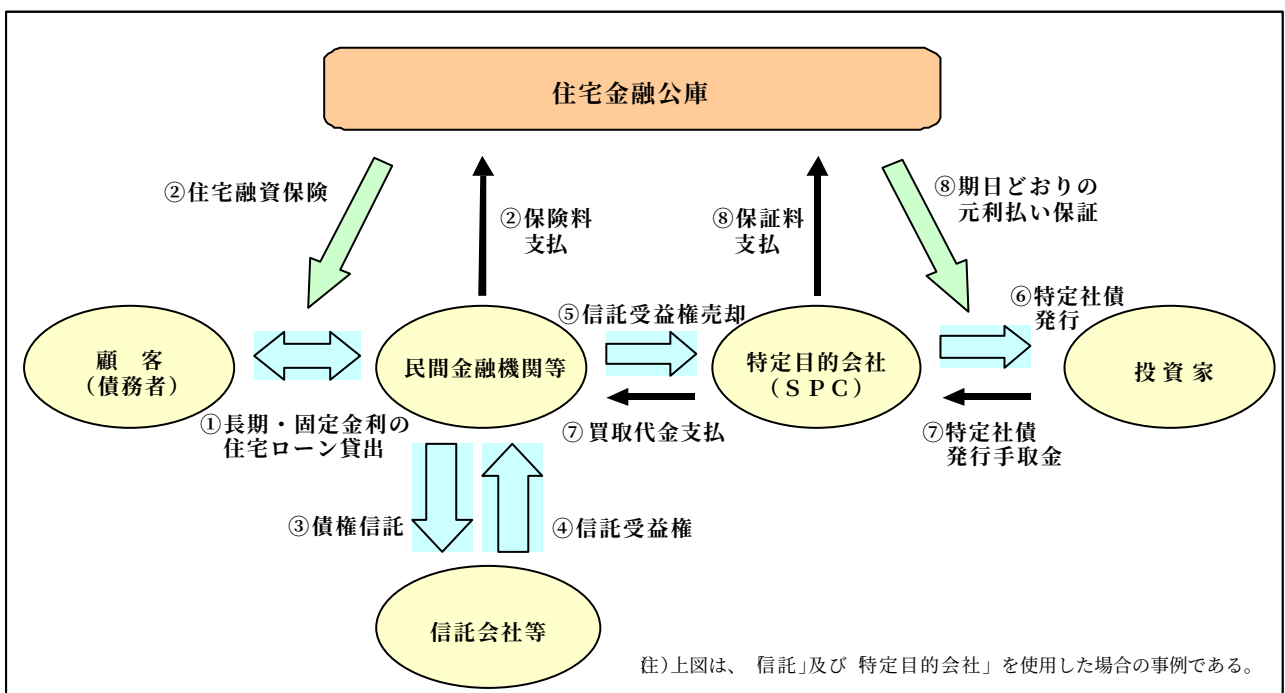
〔組織形態について講ずべき措置〕

- 5年以内に廃止。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置。

<証券化支援事業（買取型）のスキーム>



<証券化支援事業（保証型）のスキーム>



注) 上図は、「信託」及び「特定目的会社」を使用した場合の事例である。